

定期報告支援サービス手数料
(3市特定行政庁に係る定期報告支援サービス手数料)

令和6年4月1日施行

単位:円(消費税含む)

調(検)査対象	報告対象面積	支援サービス料 (郵送料含む)		
特定建築物	1,000㎡以内のもの	6,500		
	1,000㎡を超え、3,000㎡までのもの	8,500		
	3,000㎡を超え、6,000㎡までのもの	10,500		
	6,000㎡を超え、10,000㎡までのもの	12,000		
	10,000㎡を超え、20,000㎡までのもの	15,000		
	20,000㎡を超え、40,000㎡までのもの	18,500		
	40,000㎡を超えるもの	24,000		
建築設備	換気設備	}の3種類の内	設備が1種類の場合	6,000
	排煙設備		設備が2種類の場合	8,000
	非常用照明設備		設備が3種類の場合	10,000
防火設備	1,000㎡以内のもの	3,500		
	1,000㎡を超え、3,000㎡までのもの	4,500		
	3,000㎡を超え、6,000㎡までのもの	6,000		
	6,000㎡を超え、10,000㎡までのもの	7,000		
	10,000㎡を超えるもの	9,000		

※ ただし、①複数棟で報告の場合は、(報告棟数-1棟)×500円を割引いたします。
(下の例を参照)

②副本を2部提出して返送先として2ヶ所を希望される場合は、上記手数料に加えて500円をいただきます。

なお、同一の報告書で複数棟まとめて報告された場合の支援サービスの手数料の算出方法は、特定建築物は棟毎にそれぞれの報告対象面積により手数料を算出し、それらの支援サービス料を合算いたします。また、建築設備及び防火設備の場合も同様に支援サービス料を算出させていただきます。

具体例としては、次のとおりになります。

1件の報告書で複数棟報告する場合の支援サービスの手数料の算出方法

例1 特定建築物 2棟(各々の報告対象面積が300㎡、500㎡)の場合
棟毎の報告対象面積による料金 6,500円×2棟 - (2棟-1棟)×500円=12,500円

例2 建築設備 7棟(1種類が3棟、2種類が4棟)の場合
1種類6,000円×3棟 + 2種類8,000円×4棟 - (7棟-1棟)×500円=47,000円

例3 防火設備 2棟(各々の報告対象面積が800㎡、1000㎡)の場合
棟毎の報告対象面積による料金 3,500円×2棟 - (2棟-1棟)×500円=6,500円

「支援サービス」をご利用いただき定期報告書を郵送で提出される場合

下記の振込口座にお振込後、振込書控えのコピーを定期報告書と一緒に当センター本店(奈良市大森町57-3農協会館5階)まで郵送して下さい。

振込口座：南都銀行 県庁出張所 普通 12344 一般財団法人 なら建築住宅センター